

財務省告示第六十七号

個人向け国債の取扱機関になることができる者  
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ  
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更  
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平  
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規  
定に基づき、個人向け国債の取扱機関になること  
ができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱い  
を認めることが適当でないとして認められる者を除い  
た者を定めた件（平成十七年十二月一日財務省告  
示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、  
平成十八年二月一日から適用する。

平成十八年二月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

「、安佐農業協同組合」を「、佐野農業協同組  
合」に改める。